

本誌特別調査

2017年度 モデル賃金・年収調査

(労務行政研究所)

実務解説

18年卒採用の振り返りと 今後の展望

賃金資料

2018年版 賃金傾向値表

[ダウンロードサービス] 産業別試算22表

企業事例

日本板硝子の新人事制度



労働判例

従業員に対し、年齢のみを理由に能力が低いという趣旨の発言や役に立たないなどの発言を繰り返した代表取締役の一連の言動は不法行為に当たる
(フクダ電子長野販売事件 長野地裁松本支部 平29.5.17判決)

相談室Q&A

- 通勤手当の不正受給の返還請求に際し、利息を付けて返還させることは可能か
- 事務ミスで手当が未支給となっていた従業員から「おわび代」の要求があった場合、応じる必要はあるか
- 1日当たりの所定労働時間が減少する場合、時給換算で減額がなければ不利益変更にならないか
- 問題社員の円満退職を目的として、規程にない退職金の上乗せを行うことは問題か
- 育児休業中に重大な非違行為が発覚した場合の解雇に際しての留意点とは
- 業務上使用を認めている個人のスマートフォンについて、モニタリングはどこまで許されるか
- 事業継続計画の観点から、特定の従業員の居住地域を指定することは問題ないか
- 通勤途中に「歩きスマホ」が原因で負傷した場合、通災認定の支給制限事由である「重大な過失」に該当するか

【同梱付録】

実務に役立つ法律基礎講座(35) — 賃金

INDEX

目次は次ページをご覧ください

TOPICS

8 ニュース 労政ニュース

平成29年11月1日の技能実習法施行に伴い、介護職種に関する告示を公布／平成30年1月施行の改正職業安定法に関する各種要領を掲載／11月のテレワーク月間に普及促進活動を展開 等

【お知らせ】「ここに注目 労働法令のポイント」：本号はお休みさせていただきます。

新連載

10 パブコメ パブコメから探る 先読み法令改正情報

健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者の氏名変更届を省略

12 労働判例 労働判例SELECT

従業員に対し、年齢のみを理由に能力が低いという趣旨の発言や役に立たないなどの発言を繰り返した代表取締役の一連の言動は不法行為に当たる（フクダ電子長野販売事件 長野地裁松本支部 平29. 5.17判決）

14 労働判例一覧（平成29年6～7月分）

特集1 本誌特別調査

16 2017年度 モデル賃金・年収調査(労務行政研究所)

年収は大学卒モデル35歳で590万円、役職別では部長1017万円の水準

1 賃金…賃上げ後の賃金水準、昇給・配分、モデル賃金ほか……21

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 昇給制度の現状……21 | 4. モデル賃金の水準……31 |
| 2. 2017年度賃上げの状況……23 | 5. 大学卒・総合職のモデル条件別賃上げ……36 |
| 3. 賃上げの配分状況……29 | 6. 基本賃金の決定要素別構成……38 |

2 年収…定期給与に賞与を加えたモデル年収、役職者の平均年収ほか……40

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 平均年収・賞与の支給水準……40 | 3. 役職別に見た平均年収……44 |
| 2. モデル年収の水準……41 | |

47 【集計結果表】

関連資料

53 2016年賃金構造基本統計調査による標準労働者の年収試算（労務行政研究所）

所定内給与の12倍に年間賞与を加えた年齢ポイントごとの実在者データ

特集2 実務解説

58 18年卒採用の振り返りと今後の展望

インターンシップのプレ広報化、スピード選考が特徴。
19年卒採用は学生との早期接触、プレ広報への注力がカギ
平野恵子 株式会社文化放送キャリアパートナーズ 就職情報研究所 主任研究員

特集3 賃金資料

70 2018年版 賃金傾向値表

年齢・勤続に対応した賃金指数の産業別試算と、他社との賃金比較のための見方・使い方
【ダウンロードサービス】産業別試算22表

特集 4 人事制度事例シリーズ

80 日本板硝子

グローバルでの適材適所を実現するため、
マネジメント層の考課・グレーディング・報酬・インセンティブ制度をグループ全体で統合

連載

92 こんなに使える「賃金傾向値」 個別賃金の決定と水準比較・検討のノウハウ(2)
中途採用したいが、賃金をどの程度に設計してよいのか分からない

林 浩二 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネジャー

101 社会保険・労働保険・給与計算 事務手続きで起こりがちなミス防止策(6)
給与計算で起こりやすいミス その②

宮武貴美 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人名南経営
監修：税理士法人名南経営

112 相談室Q&A

- 通勤手当の不正受給の返還請求に際し、利息を付けて返還させることは可能か……112
- 事務ミスで手当が未支給となっていた従業員から「おわび代」の要求があった場合、
応じる必要はあるか……114
- 1日当たりの所定労働時間が減少する場合、時給換算で減額がなければ不利益変更にならないか……116
- 問題社員の円満退職を目的として、規程にない退職金の上乗せを行うことは問題か……118
- 育児休業中に重大な非違行為が発覚した場合の解雇に際しての留意点とは……120
- 業務上使用を認めている個人のスマートフォンについて、モニタリングはどこまで許されるか……122
- 事業継続計画の観点から、特定の従業員の居住地域を指定することは問題ないか……124
- 通勤途中に「歩きスマホ」が原因で負傷した場合、
通災認定の支給制限事由である「重大な過失」に該当するか……126

同梱付録

実務に役立つ法律基礎講座(35) 賃金

荻谷聡史 弁護士 安西法律事務所